

## 市報第22号 公共下水道の管理かしによる事故についての損害賠償額の決定の専決処分報告

### 1 趣旨

令和5年5月8日及び6月3日の大雨により、民地内の雨水樹から水があふれ、1階店舗が浸水した  
ことにより、当該店舗の商品等が汚損しました。

事故後の調査の結果、令和4年10月20日に当局発注の「中部処理区山下地区下水道再整備工事(その  
12)」で、民地内の当該雨水樹と下水道本管をつなぐ「取付管」を使用されていない管と誤認し、一部撤  
去したことで雨水の溢水が発生したものであり、本市の公共下水道の管理かしによる事故であると判断  
しました。

被害者の救済のため、速やかに賠償金を支払う必要があることから、損害賠償額の決定について地方  
自治法第179条第1項の規定により市長専決処分を行いましたので報告します。

### 2 事故の概要(図1 案内図 参照)

- (1) 発生日時: 令和5年5月8日(月)及び6月3日(土)
- (2) 発生場所: 中区山下町1番地
- (3) 発生状況: 民地内の樹から雨水が溢水し、店舗内の  
商品及び施設等が汚損しました。
- (4) 被害者: 中区山下町1番地  
株式会社チェルシーハウス
- (5) 示談成立日: 令和5年11月8日(水)



図1 案内図

### 3 損害賠償額

5,855,301円

<内訳> 内装工事費: 3,487,000円  
商品補償費: 546,660円  
営業補償費: 1,744,587円  
諸経費: 77,054円

### 4 事故原因

当局が発注した下水道再整備工事を行う際に、本件取付管を使用していない不要な管と判断し、  
その一部を撤去したためです。

#### 【使用していない不要な管と判断した理由】

- ・工事着手前に行ったTVカメラ調査で、本件取付管内に木根や土砂等が詰まっていたため、一部  
カメラ調査が行えず、使用の状況が確認できなかったこと
- ・取付管内の土砂が乾いており、管内に水が流れていることが確認できなかったこと
- ・取付管の直線上にあると考えられる地上の雨水樹を確認できなかったこと

### 5 専決処分とした理由

- (1) 被害者から速やかに解決を求める意向が示されている。
- (2) 復旧工事業者(第三者)は、被害者に対して、復旧工事に係る代金の早期支払いを求めているが、  
工事費が多額であり、被害者が支払期日までに支払ができない状態が生じている。

### 6 再発防止に向けた取組

今回の事故について工事発注部署、監督部署及び工事請負業者といった下水道再整備工事に係る関  
係者に対し、事故の状況や原因について、速やかに共有しています。

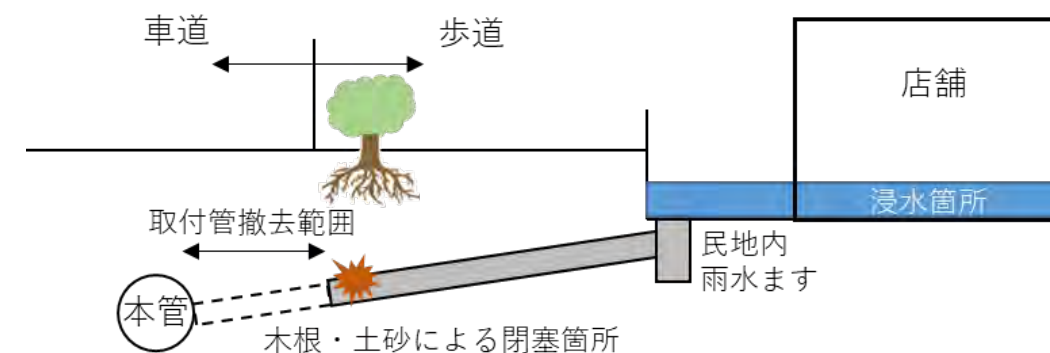
また、事故事例を研修等を通じて継続的に継承し、下水道再整備工事に万全を期していきます。

### 【参考】

#### ■現場見取図(平面図)



#### ■現場見取図(縦断面図)



#### ■現場写真(令和5年6月3日)



#### ■管内の閉塞状況(イメージ)

